

地域づくり人材育成事業実施要領

1 事業の目的

協働のまちづくりを担う人材を育成するため、市民活動団体等が地域づくり又はこれらに資する人づくりに向け、自主的・主体的に開催する講座、研修会等(以下「講座等」という。)に必要な費用について、一部または全部を助成する。

2 対象団体

助成の対象となる団体は、次の要件を満たす市民活動団体等とする。ただし、政治、宗教又は営利を目的とした団体は、原則として対象としないものとする。

- (1) 津山市内に事務所及び活動場所を有し、地域づくり活動をしていること。
- (2) 構成員数が5人以上で、組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)があること

3 対象事業

助成の対象となる事業は、助成対象団体が、地域づくり又はこれらに資する人づくりに向け、必要な講師、指導者等(以下「講師等」という。)を招聘し自主的・主体的に開催する講座等とする。

ただし、国、地方公共団体及びそれらの外郭団体から助成を受けている事業は対象としない。

4 補助額

補助金は、1件5万円を上限(千円未満切り捨て)とする。

5 対象経費

- ・ 講師等への謝金、交通費、宿泊費、食糧費等
- ・ 会場及び機材等の使用料・賃借料
- ・ 研修会や講座の開催に伴う通信費
- ・ 視察研修の交通費(バス借上料等)
- ・ その他市長が特に認めた経費

6 申請手続き

(1) 申請期間

当該年度7月1日から予算の範囲で随時受け付ける。

(2) 採択数

4団体

(3) 応募方法

講座等の開催1ヶ月前までに、地域づくり人材育成事業申請書(様式第1号)及び事業収支予算書(様式第2号)を直接または郵送で提出すること。

(4)提出先

〒708-8501

津山市山北 520 津山市地域振興部協働推進室

電話:0868-32-2032

7 助成の決定等

(1) 決定

市長は、提出された申請書の内容を審査し、助成する事業及び助成限度額を決定するものとする。

(2) 事業報告

助成対象団体は、当該年度3月末までに事業を完了し、すみやかに地域づくり人材育成事業事業報告書(様式第3号)と収支決算書(様式第4号)を提出すること。

8 助成金の交付

この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項については、津山市補助金交付規則(昭和42年津山市規則第13号)の定めるところによる。

附 則

この実施要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この実施要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。